

令和2年度（2020年度）
「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援
（単独拠点）～」の公募について

令和元年10月

文部科学省研究振興局学術機関課

はじめに

本公募要領は、令和2年度（2020年度）の公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点に係る「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援～」の公募について、その公募内容や申請に必要な手続きを記載したものであり、

- I 公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点（特色ある共同利用・共同研究拠点）制度及び「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」の概要等
- II 「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」の公募について
- III 書類の提出方法
- IV 問い合わせ先

により構成されています。

応募に当たっては、本公募要領の内容を十分に確認してください。

また、公募は、審査のための準備を早期に進め、できるだけ早く拠点活動を開始できるようにするため、令和2年度（2020年度）予算成立前に始めるものです。したがって、予算の状況によっては、事業内容や実施予定額に変更があり得ることをあらかじめ御承知置きください。

目 次

I	公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点（特色ある共同利用・共同研究拠点） 制度及び「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」の概要等	1
II	特色ある共同研究拠点の整備の推進事業の公募について	
1	公募するメニュー	2
2	申請から交付までのスケジュール	3
3	申請に係る様式等	3
4	関連する留意事項等	12
III	書類の提出方法	19
IV	問い合わせ先	21
	(参考) 審査等	
	・特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援～ 審査要項	22

I 公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点（特色ある共同利用・共同研究拠点）制度及び「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」の概要等

1 制度及び事業の趣旨

我が国の学術研究の発展には、大学が有する大型・最新の研究設備や大量の学術資料・データ等を、個々の大学の枠を越えて全国の研究者が共同で利用し共同研究を行う「共同利用・共同研究」のシステムが大きく貢献してきました。

従来、共同利用・共同研究は、国立大学の全国共同利用型の附置研究所等を中心に推進されてきましたが、学術研究の更なる発展のためには、国公私立大学を問わず大学の研究ポテンシャルを活用し、研究者が共同で研究を行う体制を整備することが重要です。

このため、文部科学省では、平成20年7月に学校教育法施行規則を改正し、国公私立大学を通じたシステムとして、新たに文部科学大臣による拠点の認定制度を設けました。

また、認定を受けた公私立大学の拠点を対象に、拠点としての研究環境の整備に係るスタートアップのための支援及び拠点機能の更なる強化について支援を行う事業を進めています。

本制度及び事業の実施により、研究ポテンシャルのある研究所等を学外の研究者の共同利用・共同研究に活用することを通じて、研究分野全体の研究水準の向上と異分野融合による新たな学問領域の創出を図り、我が国の学術研究の発展が図られることを目指しています。

2 申請に当たっての留意点

共同利用・共同研究拠点として認定を受けていない研究施設や、令和2年度（2020年度）にスタートアップ支援及び機能強化支援の継続を予定している拠点は応募することはできません。

なお、令和2年度（2020年度）から、新たに「ネットワーク型拠点」の公募を予定しており、本公募に申請した拠点も、審査結果に関わらず、今後実施する「ネットワーク型拠点」に応募することを可能とする予定です（「ネットワーク型拠点」に認定された場合には、本公募により採択された事業は廃止となります。）。

Ⅱ 特色ある共同研究拠点の整備の推進事業の公募について

1 公募するメニュー

(1) 機能強化支援

①目的

拠点を中心とする共同利用・共同研究体制については、「国際的な頭脳循環や次世代を担う人材育成の拠点としての機能を充実させ、我が国の大学全体の基礎研究力の向上を図ること」が求められていることから、公私立大学の拠点においても、国際化・ネットワーク化・人材育成の機能を高め、拠点活動を更に強化させていく必要がある。

このため、拠点認定を受け活動してきた公私立大学の拠点を対象に、拠点機能強化のための支援を行い、共同利用・共同研究を通じた研究分野全体の研究水準のより一層の向上と異分野融合による新たな学問領域の創出を促進し、我が国の学術研究の発展を図る。

②公募の対象、申請者等

ア) 公募の対象

「共同利用・共同研究拠点」の認定を受けている公私立大学の研究施設及び研究施設の一部。ただし、令和2年度（2020年度）にスタートアップ支援及び機能強化支援の継続を予定している拠点は除く。

イ) 申請者：拠点を設置する大学の学長

③支援期間：1～3年間

④採択予定件数：3拠点程度

⑤経費：

ア) 申請額

一拠点当たり年額3,000万円以内とする。

※次年度以降、対前年度に対して10%相当の減額措置を実施

※採択拠点数、各計画の内容・事業規模等の状況により申請額から変更される場合がある。

イ) 経費の範囲

- 1) 申請可能な経費は、各拠点における事業計画の遂行に必要な以下の経費とする
- 2) 申請に当たっては、支援期間の所要経費を提出すること

(申請可能な経費)

- ・人件費
 - ・事業推進費等(消耗品費、旅費、外国人等招へい旅費、諸謝金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費、その他大臣が認めた経費)
 - ・設備備品費(設備備品を設置する際の軽微な据付のための経費を含む)
 - ・一般管理費(補助事業を実施するうえで必要な経費であるが直接経費(人件費、事業推進費等及び設備備品費)以外の経費)
- ※一般管理費率は、補助事業者の規程、規定がない場合は直近の財務諸表の一般管理費率と10%を比較して、いずれか低い方とする。

ウ) 経費の使途の例

- ・拠点活動を国際的に展開し活動していくために必要な経費
- ・新たなネットワークを構築する活動に必要な経費
- ・共同研究により創出された新たな学問領域の共同研究を推進するために必要な経費
- ・共同利用・共同研究拠点の全国的なモデルとなる活動に必要な経費
- ・豊かな国民生活・文化に寄与するための活動に必要な経費

※スタートアップ支援と異なり、拠点活動を更に強化するための経費であることが必要。

2 申請から交付までのスケジュール

(1) 申請書類受付期間

令和元年11月11日(月)～11月15日(金)【必着】

※事前相談は必ず実施する必要はありませんが、随時お問い合わせください。

(2) 審査期間

令和元年11月～令和2年3月

有識者による審議

令和2年4月 内定通知

3 申請に係る様式等

様式については、P4～P11を参照してください。また、書類の提出方法は、P19を参照してください。

整理番号	
------	--

特色ある共同研究拠点の整備の推進事業 ～拠点機能強化支援（単独拠点）～ 申請書

大 学 名					
申 請 者	氏 名		役 職 名		
	本部所在地	〒			
共同利用・共同研究拠点の名称	※ ○○○○○拠点（認定されている拠点名を記入）				
申請施設等の名称	※ 共同利用・共同研究拠点として認定されている研究施設等の名称を記入				
認 定 期 間	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日 ※ 認定の通知に記載されている有効期間を記入 ※ 認定の更新により申請をする場合には「認定更新を希望」と記入				
研 究 分 野	※ 共同利用・共同研究拠点の研究分野を記入				
共同研究拠点の代表者	フリガナ		生年月日	昭和 年 月 日（ 歳） 【令和2(2020)年4月1日現在】	
	氏 名				
	所属部署				役 職 名
	所 在 地	〒			
	T E L		F A X		
	E - m a i l				
事 業 概 要	※ 本事業計画の概要について記入				
事 業 計 画 期 間	令和○○年度 ～ 令和○○年度（○年）				
年 度	令和2年度（千円）	令和3年度（千円）	令和4年度（千円）	合 計（千円）	
補助申請額					
学内負担額					
総 額					

※ 事業計画について、全体計画及び平成〇〇～〇〇年度（認定の有効期間内）の各年度における事業計画の概要と経費の見込みについて記入。

(1) 事業の全体計画について

【目的・目標】

※ 拠点機能を強化するための課題を明記のうえ、事業計画全体の目的・目標を記入。

※ 本事業計画が共同利用・共同研究拠点の機能の強化にどのように役立つのかについて記入。

(過去に機能強化支援を受けた拠点のみ)

※過去に受けた機能強化支援の目的、当該目的の達成状況及び成果を踏まえつつ、今後の事業計画を記入。

【必要性】

※ 本事業計画の必要性について記入。

(2) 各年度の事業計画について（補助申請額について記入）

【令和2年度】

※ 計画の概要と併せて事業ごとの予算額（費目ごとの見込み額については別紙）も記入。

人件費	(百万円)	(主な支出の内訳:)
事業推進費等	(百万円)	(主な支出の内訳:)
設備備品費	(百万円)	(主な支出の内訳:)
一般管理費	(百万円))

※ 当該年度の事業計画について記入。

※ 人件費を計上する場合、人件費を負担する者の果たす役割について記入。

※ 設備備品費を計上する場合、学術資料やデータベース・研究設備等を増強する必要性、共同利用の方法、について記入。

※ 共同利用・共同研究の経費を計上する場合、拠点機能の更なる強化にどのようにつながるかを記入。

※ 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等、大学としての自助努力（計画を含む）について記入。

【令和3年度】

※ 計画の概要と併せて事業ごとの予算額（費目ごとの見込み額については別紙）も記入

人件費 (百万円) (主な支出の内訳:)
事業推進費等 (百万円) (主な支出の内訳:)
設備備品費 (百万円) (主な支出の内訳:)
一般管理費 (百万円)

※ 当該年度の事業計画について記入。

※ 人件費を計上する場合、人件費を負担する者の果たす役割について記入。

※ 設備備品費を計上する場合、学術資料やデータベース・研究設備等を増強する必要性、共同利用の方法、
について記入。

※ 共同利用・共同研究の経費を計上する場合、拠点機能の更なる強化にどのようにつながるかを記入。

※ 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等、大学としての自助努力（計画を含む）について記入。

【令和4年度】

※ 計画の概要と併せて事業ごとの予算額（費目ごとの見込み額については別紙）も記入

人件費 (百万円) (主な支出の内訳:)
事業推進費等 (百万円) (主な支出の内訳:)
設備備品費 (百万円) (主な支出の内訳:)
一般管理費 (百万円)

※ 当該年度の事業計画について記入。

※ 人件費を計上する場合、人件費を負担する者の果たす役割について記入。

※ 設備備品費を計上する場合、学術資料やデータベース・研究設備等を増強する必要性、共同利用の方法、
について記入。

※ 共同利用・共同研究の経費を計上する場合、拠点機能の更なる強化にどのようにつながるかを記入。

※ 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等、大学としての自助努力（計画を含む）について記入。

(3) 事業の実施体制等

(4) 事業達成による波及効果等 (学問的効果、社会的効果、改善効果等)

(5) これまでの拠点としての活動実績

※共同利用・共同研究拠点としての活動実績を分かりやすく簡潔に記入。

事務担当責任者	フリガナ		所属部署	
	氏名		役職名	
	所在地	〒		
	T E L		F A X	
	E - m a i l			

※様式にあらかじめ※記号で記載されている留意事項及び記入例は削除して作成してください。

所要経費の見込み額

○事業期間「令和2年度～令和4年度」 (単位:千円)

経費の内容	年度						総額	
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		申請額 (A+B+C)	学内負担 (a+b+c)
	申請額 (A)	学内負担 (a)	申請額 (B)	学内負担 (b)	申請額 (C)	学内負担 (c)		
1. 人件費 (社会保険料等事業主負担分含む) 業務担当職員 補助者								
2. 事業推進費等 消耗品費 国内旅費 外国旅費 外国人等招へい旅費 諸謝金 会議開催費 通信運搬費 印刷製本費 借損料 雑役務費								
3. 設備備品費								
4. 一般管理費								
小計								
合計額								

(注)

- ※ 金額は千円単位で記入。
- ※ 申請できる経費は本事業計画の遂行に必要な経費とすること。
- ※ 令和3、4年度の交付額については、当該年度の交付内定時に決定する。
- ※ 学内負担は、拠点としての活動を行うための環境や体制の整備に係る金額を申請額の外数として記載すること。

特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援～ 申請書記入要領

「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援～申請書（以下、「申請書」という。）」は、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援～（以下、「本事業」という。）」の申請に当たって提出が必要となる書類で、本事業の対象拠点の選定に係る審査資料となるものです。

本事業へ申請する際は、本要領に基づき申請書を作成してください。

【共通留意事項】

- ・申請書はすべて日本工業規格 A4 版で作成してください。
- ・文字の大きさは 9pt～12pt 程度で作成してください。
- ・作成に当たって、文字数の超過等により、不自然な罫線のずれや改行等が生じた場合は、読みやすい形で適宜修正を施し作成してください。
- ・様式にあらかじめ※記号で入っている留意事項及び記入例は削除して作成してください。
- ・分かりやすい文章となるよう簡潔な記載を心がけてください。
- ・申請書を作成する際、参考 特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援～審査要項「3. 審査に当たっての主な観点」を踏まえて各項目を作成してください。

【申請書】

- ・「整理番号」の欄は記入しないでください（事務局記入欄）。
- ・「申請者」欄は、学長の氏名を記入してください。
- ・「拠点の名称」欄、「認定期間」欄は、共同利用・共同研究拠点の認定通知と同一の内容を記入して下さい。なお、認定の更新により申請をする場合には「認定期間」欄は「認定更新を希望」と記入して下さい。
- ・「申請施設等の名称」欄、「研究分野」欄及び「共同研究拠点の代表者」欄は、共同利用・共同研究拠点として認定を受けている内容と同一の内容を記入して下さい。

(1) 事業の全体計画について

- ・最大3年間の事業期間における全体計画の概要を記入してください。その際、以下の1～3の内容を含めて記入してください。
 - 1 拠点機能として課題となっている事項を明記のうえ、事業計画全体における目的・目標
 - 2 事業計画が共同利用・共同研究拠点の機能の強化にどのように関連するか
 - 3 事業計画の必要性

(過去に機能強化支援を受けた拠点のみ)

- ・過去に受けた機能強化支援の目的、当該目的の達成状況及び成果を踏まえつつ、今後の事業計画を記入してください。

(2) 各年度の事業計画について

- ・(1)に記載した全体計画を踏まえつつ、令和3、4年度の計画を、対前年度に対して10%相当減額することを考慮した上で、年度ごとに、事業ごとの予算額及び事業計画の概要を記入してください。ただし、残りの認定期間が2年以下の場合には、その期間を超えない範囲で記入してください。
- ・予算額については、費目ごとの主な支出の内訳を記入するとともに、費目ごとの見込額を別紙に記入してください。
- ・事業計画の概要については、以下の1~5の内容を含めて記入してください。

1 年度ごとの事業計画を記入

2 人件費を計上する場合は、人件費を負担する者の果たす役割を記入。

3 設備備品費を計上する場合、学術資料やデータベース、研究設備等を増強する必要性や共同利用の方法について記入。

4 共同利用・共同研究の経費を計上する場合、拠点の公募研究課題との違いを記入。

5 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等、大学としての自助努力(計画を含む)について記入。

(3) これまでの拠点としての活動実績

- ・共同利用・共同研究拠点としての活動実績を分かりやすく簡潔に記入して下さい。

(4) 事業の実施体制等について

- ・事業実施にあたっての大学の支援体制、学内外の協力体制等、全体的な事業推進体制等について具体的に記入して下さい。

(5) 機能強化支援事業として実施する理由

- ・学内負担や他の競争的資金では、実施できない理由を分かりやすく簡潔に記入して下さい。

(6) 事業達成による波及効果等について

- ・事業達成による効果に応じて、以下の1~3の内容を含めて記入してください。

1 成果による学問的波及効果

2 成果の具体的活用方法や成果による社会的波及効果

3 大学の教育研究活動にもたらす改善効果

【(別紙) 所要経費の見込額】

- ・事業期間（令和2年度～令和4年度）の各年度について、事業計画に基づいた費目ごとの見込額を記入してください。なお、事業期間が1年又は2年の場合には、2年目、3年目は「0」を記入して下さい。
- ・金額は千円単位で記入してください。
- ・一般管理費率は、補助事業者の規程、規定がない場合は直近の財務諸表の一般管理費率と10%を比較して、いずれか低い方とする。
- ・申請できる経費は本事業計画の遂行に必要な経費としてください。
- ・各費目の和を申請額に記入し、申請額と学内負担の和を合計額に記入してください。
- ・学内負担は、拠点の機能強化に係る金額を申請額の外数として記載してください。
- ・令和3年度以降の申請額については、前年度の申請額に対して10%相当減額してください。

4 関連する留意事項等

- (1) この公募は、令和2年度（2020年度）予算の成立を前提に行うものであり、その状況によっては事業内容や実施予定額を変更する場合がありますので留意してください。
- (2) 補助事業等の実施状況についての評価を行います。
- (3) 申請書等の情報の取り扱いについては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

- (4) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備について

本事業の申請、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めてください。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文科科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文科科学省及び文科科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- (5) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の申請に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）を提出することが必要です（チェックリストの提出がない場合及び内容に不備が認められる場合の申請は認められません。）。

このため、下記ホームページの様式に基づいて、令和元年11月15日（金）までに、研究機関から文科科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文科科学省ホームページで確認してください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※ なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となるので、

e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをしてください。(登録には通常2週間程度を要するので十分注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページで確認してください。)

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

ただし、平成31年4月1日以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行ってください。

(6) 不正使用及び不正受給への対応

本事業に関する研究費の不正な使用及び不正な受給(以下、「不正使用等」という。)への措置については以下のとおりとします。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

1) 補助金の交付決定の取消し・変更、補助金の返還などの措置

不正使用等が認められた事業について、補助金の交付決定の取消し・変更の措置を行い、補助金の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の補助金の交付決定についても行わないことがあります。

2) 申請及び参加*1の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者*2に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供する場合があります。

※1「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の課題(継続課題)へ共同研究者等として参加することを指します。

※2「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る申請制限の対象者	不正使用の程度	申請制限期間 ^{※3} （補助金等を返還した年度の翌年度から）	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1) 以外	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

※3 以下の場合には申請及び参加を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

○不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本制度への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表します。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているため、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応して下さい。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL を参照。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(7) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトを参照。

【URL】 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(8) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の申請に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の申請は認められない。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、令和元年11月15日(金)までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成31年4月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要ありません。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイト参照してください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※ なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となるので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きを行ってください。(登録には通常2週間程度を要するので十分注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページで確認してください。)

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(9) 研究活動における特定不正行為に対する措置

実施事業に関する研究活動における特定不正行為(捏造、改ざん及び盗用)への措置については以下のとおりとします。

○研究活動における不正行為が認められた場合の措置

1) 補助金の交付決定の取消し・変更、補助金の返還などの措置

研究活動における特定不正行為が認められた場合、補助金の交付決定の取消し・変更の措置を行い、特定不正行為の悪質性等に考慮しつつ、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金の交付決定についても行わないことがあります。

2) 申請及び参加の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為が認定された者、及び、特定不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置を講じます。

また、他府省を含む他の競争的資金等の担当に当該不正行為の概要（特定不正行為をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、特定不正行為の内容、講じられた措置の内容等）を情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る申請制限の対象者		特定不正行為の程度	申請制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から)	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大き く、又は行為の悪質性が高 いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さ く、又は行為の悪質性が低 いと判断されるもの	3～5年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大き く、又は行為の悪質性が高 いと判断されるもの	2～3年	

	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年
--	--	------

○不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(10) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修について

本事業の経費を活用して共同研究を実施する場合、当該共同研究に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することとなります。

なお、申請施設の代表者は、交付申請手続きの中で、次の点を約束する文書を提出することが必要です。

- ・共同研究の実施前に、共同研究を実施する研究者等全員から研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認すること。

(11) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該補助金を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、補助金の配分の停止や、補助金の配分決定を取り消すことがあります。

す。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(1 2) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、補助金の配分の停止や、補助金の配分決定を取り消すことがあります。

(1 3) 繰越について

事業の進捗に伴い、研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

Ⅲ 書類の提出方法

(1) 申請書類の提出

拠点認定及び事業の申請に当たっては、申請書類の提出が必要です。

申請書類は、定められた様式を使用すること。様式は、文部科学省のホームページに掲載します。

○機能強化支援の公募について

http://www.mext.go.jp/a_menu/kyoten/1384641.htm

なお、申請書類の作成・提出に当たっては、様式の記入・提出要領を参照してください。

(2) 提出方法

①提出期間 令和元年11月11日(月)～令和元年11月15日(金) 【必着】

②提出方法 郵送にて申請書等の紙媒体、申請書等を保存したCD-Rを提出してください。詳細は以下のとおりです。

・申請書等の紙媒体：20部

※提出書類は全体をまとめて頁数を付したもので、全て両面印刷(カラー可)にして、1部ずつ左上1箇所をステープラーで留めてください。

※拠点認定と事業の両方に申請する場合には、別々にまとめてください。

・申請書等の入ったCD-R

※CD-Rは、以下の資料を作成し保存してください。

以下の2点を提出してください。

・①申請書、②別紙の順番で1つにして頁数を付したPDFファイル(郵送で提出する書類と頁数は同一とすること。)

・上記①～②を別々にしたファイル(申請書、別紙はWordファイルもしくはExcelファイルの形式のままで、提出してください。)

※拠点認定と事業の両方に申請する場合には、CD-R内にフォルダを作成するなどして、混在しないようにしてください。

③提出先 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省研究振興局学術機関課専門職付

TEL : 03-6734-4296、4303(直通)

03-5253-4111(内線:4296、4303)

FAX : 03-6734-4086

E-Mail : gakkikan@mext.go.jp

※郵送する際には、配達を証明できる方法(特定記録、簡易書留等)により発送してください。

(3) 留意事項

申請者は、全ての申請書類一式を一括して提出してください。

なお、申請書類を提出する際には、次の点に注意してください。

- ①提出する申請書類は、必ず写しを作成し、保管してください。
- ②特に指定がない場合には、日本工業規格A4版で統一してください。
- ③申請書類提出・受付後に、訂正・再提出及び申請書類の追加提出等を行うことはできません。

IV 問い合わせ先

<公募要領その他の問い合わせ先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省研究振興局学術機関課専門職付

TEL : 03-6734-4296、4303 (直通)

03-5253-4111 (内線: 4296、4303)

FAX : 03-6734-4086

E-Mail : gakkikan@mext.go.jp

特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援～
審査要項

平成28年1月18日

平成30年9月21日一部改正

「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」推進委員会決定

「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援～」の対象拠点の選定に係る審査は、この審査要項により行うものとする。

1. 審査の基本方針

審査は、大学からの申請に基づき、事業計画と事業の目的との適合性、申請経費の妥当性・必要性、事業の実施体制、事業達成による波及効果、これまでの拠点としての活動実績等の観点から実施する。

2. 審査方法

(1) 審査主体

事業の採択に係る審査は、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」推進委員会（以下、「推進委員会」という。）が行う。

(2) 審査の進め方及び基準

推進委員会は、大学から提出された申請書に基づき書面審査を行い、その結果を踏まえて、合議により採択候補を選定する。

①書面審査

1) 書面審査は、推進委員会委員（以下「委員」という。）が、申請書類をもとに行う。

2) 各委員は、書面審査に当たっては、「3. 審査に当たっての主な観点」の各項目に着目しつつ、次表により評価を行う。

評価区分	評価基準
S	他の申請計画と比べて特に優れた計画であり、本事業の対象とすべきである
A	他の申請計画と比べて優れた計画であり、本事業の対象とすべきである
B	他の申請計画と比べてやや劣った計画であり、予算に余裕があれば対象とすべきである
C	他の申請計画と比べて劣った計画であり、本事業の対象とすべきではない

3) 書面審査の様式は、別紙のとおり。

②合議審査

推進委員会は、書面審査の結果を踏まえ、合議により採択する拠点を決定する。

3. 審査に当たっての主な観点

審査に当たっての主な観点は、以下のとおり。

(1) 共同利用・共同研究拠点と本事業の目的との適合性

- ・事業計画の実施により、当該拠点の機能強化が図られるか。
- ・事業の目的・目標が具体的かつ明確に設定されているか。
- ・事業の必要性・緊急性について、社会的ニーズや学問の進展を踏まえたものであるか。

(2) 申請経費の妥当性・必要性

- ・人件費は、当該拠点の国際化、ネットワーク化など拠点機能の機能強化に必要とされるものであるか。
- ・学術資料やデータベース、研究設備等の設備備品費は、事業計画を遂行する上で、真に必要なものが計上されているか。
- ・共同利用・共同研究の経費（旅費、研究費）は、当該拠点の国際化、ネットワーク化など拠点機能の拡充に必要とされるものであるか。
- ・事業計画に照らして、申請経費（人件費、事業推進費等、設備備品費）間の配分は、妥当なものであるか。
- ・事業計画の規模に鑑み、申請経費の規模は妥当であるか。

(3) 事業の実施体制等

- ・事業の推進にふさわしい組織、実施体制等になっているか。
- ・事業を確実に実施するため、学内外の協力体制の構築等が適切に行われているか。

(4) 事業達成による波及効果

- ・事業成果の具体的な活用方法や、事業成果による波及効果が十分に期待できるものとなっているか。
- ・事業が教育研究活動の改善をもたらすものとなっているか。

(5) これまでの拠点としての活動実績等

- ・これまでの活動実績は、拠点として十分なものとなっているか。

(※過去に機能強化支援を受けた拠点のみ)

- ・過去に受けた機能強化支援の達成状況及び成果は十分なものとなっており、事業計画はそれを踏まえ適切なものとなっているか。

4. その他

(1) 利害関係者の排除

以下に該当する委員は、当該申請施設に係る審査は行わないものとする。

- ① 委員が、申請施設を置く大学に在職（就任予定を含む。）し、または過去3年以内に在職していた場合
- ② 委員の親族が申請施設の構成員となっている場合
- ③ その他、委員が申請施設の構成員と親密な個人関係や密接な師弟関係にあるなど、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される事由がある場合

(2) 機密保持

- ①委員は、審査の過程で知ることのできた情報について外部に漏らしてはならない。
- ②委員は、委員として取得した情報（申請書類等各種資料を含む。）について、審査の終了後、速やかに破棄しなければならない。

(3) 開示・公開

- ①審査の過程は、審査の円滑な遂行の観点から非公開とし、審査に用いる会議資料等についても非公開とする。
- ②申請状況及び審査結果は、ホームページへの掲載等により公開する。
- ③共同利用・共同研究拠点として認定されなかった申請施設に対しては、その理由を開示するものとする。

(4) その他

- ・外部からの働きかけがあった場合等、審査の公平性・公正性に影響があると考えられる事由があった場合には、速やかに事務局まで申し出ること。
- ・この要項に定めるもののほか、新規採択の審査に関し必要な事項は別に定める。

整理番号	
------	--

「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援～」
書面審査票

委員名

大学名		研究分野	
拠点名			
拠点代表者名			
書面評価		S：他の申請計画と比べて特に優れた計画であり、本事業の対象とすべきである	
※観点別評価を踏まえ、全体的な評価を記入。		A：他の申請計画と比べて優れた計画であり、本事業の対象とすべきである	
		B：他の申請計画と比べてやや劣った計画であり、予算に余裕があれば対象とすべきである	
		C：他の申請計画と比べて劣った計画であり、本事業の対象とすべきではない	
書面評価所見	(優れた点等)		
※観点別評価を踏まえ、上記の評価とした根拠・理由等について記入。	(課題等)		
	(その他) ※計画を採択する場合に妥当と考えられる支援規模（申請経費に対する査定割合（%））等特記事項があれば記入。		

観点別評価 ※下記の観点別評価は、右の基準に基づき評価を行う。	S	非常に優れている。
	A	優れている。
	B	やや劣っている。
	C	劣っている。
(1) 共同利用・共同研究拠点と本事業の目的との適合性 (観点) ・事業計画の実施により、当該拠点の機能強化が図られるか。 ・事業の目的・目標が具体的かつ明確に設定されているか。 ・事業の必要性・緊急性について、社会的ニーズや学問の進展を踏まえたものであるか。	(1) 観点評価 S . A . B . C (特筆すべき点がある場合のみ記載願います)	
(2) 申請経費の妥当性・必要性 (観点) ・人件費は、当該拠点の国際化、ネットワーク化など拠点機能の機能強化に必要とされるものであるか。 ・学術資料やデータベース、研究設備等の設備備品費は、事業計画を遂行する上で、真に必要なものが計上されているか。 ・共同利用・共同研究の経費(旅費、研究費)は、当該拠点の国際化、ネットワーク化など拠点機能の機能強化に必要とされるものであるか。 ・事業計画に照らして、申請経費(人件費、事業推進費等、設備備品費)間の配分は、妥当なものであるか。	(2) 観点評価 S . A . B . C (特筆すべき点がある場合のみ記載願います)	
(3) 事業の実施体制等 (観点) ・事業の推進にふさわしい組織、実施体制等になっているか。 ・事業を確実に実施するため、学内外の協力体制の構築等が適切に行われているか。	(3) 観点評価 S . A . B . C (特筆すべき点がある場合のみ記載願います)	
(4) 事業達成による波及効果 (観点) ・事業成果の具体的な活用方法や、事業成果による波及効果が十分に期待できるものとなっているか。 ・事業が教育研究活動の改善をもたらすものとなっているか。	(4) 観点評価 S . A . B . C (特筆すべき点がある場合のみ記載願います)	

<p>(5) これまでの拠点としての活動実績等</p>	<p>(5) 観点評価 S . A . B . C</p>
<p>(観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの活動実績は、拠点として十分なものとなっているか。 <p>(※過去に機能強化支援を受けた拠点のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に受けた機能強化支援の達成状況及び成果は十分なものとなっており、事業計画はそれを踏まえ適切なものとなっているか。 	<p>(特筆すべき点がある場合のみ記載願います)</p>